

韓国知的財産ニュース 2021年5月前期

(No. 438)

発行年月日：2021年5月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 COVID-19 ワクチン知的財産権の一時的免除への支持及び全世界的なワクチン共同開発を促す決議案（議案番号：2110069）
- 1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2110114）

関係機関の動き

- 2-1 第11期知的財産（IP）マイスタープログラムへの参加者を募集
- 2-2 特許庁、デジタル時代に一步進んだ積極行政を推進
- 2-3 スマートな発明生活、家で楽しみましょう
- 2-4 国家特許ビッグデータセンター、半導体など特許ビッグデータを分析して産業イノベーションを主導
- 2-5 優秀特許の創出、「産業財産権診断機関」が支援します！
- 2-6 特許庁の3人協議審査で特許登録も速やかに！
- 2-7 特許庁、「発明教育活性化の政策コンサート」を開催
- 2-8 特許庁－韓国デザイン学会、デザイン制度のイノベーションのための業務協約を締結

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁、登録商標を活用して地域経済の活性化を積極的に推進
- 4-2 [報道参考資料] 「ドプジユク商標は使用できないのか」への論争

その他一般

- 5-1 人工知能、モノのインターネットにより PM2.5 の測定技術は変化中
- 5-2 人工知能を用いた医療診断方法の特許出願が急増
- 5-3 韓国、3 大国際標準化機構に宣言した標準特許件数で世界 1 位
- 5-4 進化する新型コロナウイルスの診断技術
- 5-5 [説明資料]「半導体覇権戦争の真っ最中なのに、特許技術の防衛までしなければならぬサムスン」(アジア経済、5月12日)
- 5-6 [説明資料]『「標準特許保有件数 1 位」特許庁発表の裏面と真実」(The SCOOP、5月13日)

法律、制度関連

1-1 COVID-19 ワクチン知的財産権の一時的免除への支持及び全世界的なワクチン共同開発を促す決議案 (議案番号：2110069)

議案情報システム (2021.5.12.)

議案番号：2110069

提案日：2021年5月12日

提案者：チョン・ヒェスク議員外134人

主文

大韓民国国会は、全世界の人々の健康と生命を守るために、現在開発された COVID-19 ワクチンに対する知的財産権の一時的免除を支持する。

全世界が一つの生活圏になっている今、COVID-19は特定の国で終息したとしても解決できる問題ではない。世界保健機関 (WHO) 憲章は、皆の健康のために国際社会の共助が必要であると強調しており、COVID-19という世界的な災害状況では、個々の企業や特定国の利益より、全世界の人々の健康と生命が優先されるべきである。

そこで、大韓民国の国会は、COVID-19の完全な終息とワクチンの不平等問題を迅速に解決するために次のように決議する。

1. 大韓民国の国会は、世界中の COVID-19の終息に向けて、少数の特定国が COVID-19を解決することでは終息できないことを認識し、現在開発された COVID-19ワクチンに対する知的財産権の一時的免除を支持する。

2. 大韓民国の国会は、WTO の164ヶ国の加盟国全体とワクチン開発会社が COVID-19ワクチンに対する知的財産権の一時的免除に同意することを促す。
3. 大韓民国の国会は、COVID-19の迅速な終息に向けてワクチンを開発した国と製薬会社が生産能力を備えた国にワクチン生産のために必要な技術と設備を支援することを促す。
4. 大韓民国の国会は、国産ワクチンを開発するために、予算及び開発過程を国レベルで全面的に支援することを促す。
5. 大韓民国の国会は、一時的に免除された知的財産権に基づいて、全世界の国と共同で COVID-19ワクチンを早急に開発することを促す。

提案理由

最近フランススコ・ローマ教皇は、人類の健康より市場の法則、知的財産権の法則を優先適用する個人主義は、また別の変異をもたらしてしまうと警告し、ワクチンに対する普遍的アプローチとワクチン知的財産権の一時的猶予を主張した。

ジョー・バイデン米政権と USTR（アメリカ合衆国通商代表部）も2021年5月6日に COVID-19ワクチンにおける知的財産権の一時的免除を支持する立場を表明した。

全世界で COVID-19ワクチンの接種が行われているが、まだ COVID-19の感染者と死者は減少していない。インドの場合、1日当たりの感染者が40万人を超え、1日当たりの死者も4,000人台を記録している。フィリピンは、新規感染者が連日1万人近く出ており、累積感染者は100万人を超えている。強力な封鎖措置を取っているが、ワクチンの確保と需給に困難しており、国家運営システムの崩壊に直面している。

現在、一部の国が全体のワクチンの相当数を独占している状況である。COVID-19のような感染症が発生すると一部の国による自国のワクチン接種は、根本的な解決策にならない。従って、現在開発されたワクチンの知的財産権を一時的に免除し、世界中の国々がワクチンを大量生産して同時に集団免疫を形成することでワクチンの効果が出るようになる。

技術開発と産業発展のために知的財産権を保護することは重要である。しかし、全世界の人々の生命と安全のために、COVID-19に関連するワクチンの情報を人道主義の観点で独占から共有に転換し、知的財産権を一時的に免除する必要がある。そのため、WTO（世界貿易機関）加盟国の164ヶ国が満場一致し、ワクチン開発会社が自発的に同意する必要がある。

また、知的財産権の一時的免除が全世界の国々による COVID-19ワクチンの大量生産につながるためには、生産に関連した諸技術と生産設備を同時に備えなければならない。ワク

チンを開発した国と製薬会社が生産能力を備えた国々にワクチンの生産に必要な必須技術と設備を支援することが重要である。

そこで大韓民国の国会は、COVID-19ワクチンを開発するにあたって知的財産権の一時的免除を支持したフランシスコ教皇と米国政府の立場を支持し、WTO 加盟国の164ヶ国全体とワクチン開発会社が知的財産権の一時的免除に同意することを促し、韓国国内でも韓国産ワクチンが開発されれば知的財産権を一時的に免除し、全世界の共同研究で COVID-19ワクチンを開発することを促すためにこの決議案を提案する。

1 - 2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2110114）

議案情報システム（2021. 5. 14.）

議案番号：2110114

提案日：2021年5月14日

提案者：キム・ギョンマン議員外12人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が不正競争行為をした者に30日以内の期間を定めて違反行為の中止、標識などの除去や修正、今後の再発防止、その他是正に必要な勧告をすることができ、それを履行しなければ違反行為の内容及び是正勧告の事実などを公表することができると規定している。

しかし、経済的価値を持つ他人の技術的又は営業的アイデアが含まれている情報をその提供目的に反して、自分又は第三者の営業上の利益のために不正に使用するか、又は他人に提供する等の不正競争行為が根絶されないことに反して、その違反行為に対する行政当局の制裁措置は、不正競争行為に対する是正勧告やその事実の公表に留まっているため、不正競争行為の根絶のための実効性を確保するためには、制裁を強化しなければならないと指摘されている。

そこで、不正競争行為をした者の違反行為の内容及び是正勧告の事実を公表したにも関わらず、是正勧告の事項が履行されない場合、特許庁長等は是正を命令することができるようにすることで、不正競争行為を根絶することに寄与しようとするものである（案第8条第3項及び第20条第1項第1号の2新設）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第8条第3項を第4項とし、同条に第3項を次のように新設する。

③特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第2項による公表後にも違反行為をした者が正当な事由無く勧告事項を履行ない場合には、その履行を命ずることができる。

第20条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第8条第3項を違反して履行命令に従わなかった者

附 則

第1条（施行日）公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（履行命令に関する適用例）第8条第3項の改正規定は、この法律の施行後、第8条第1項による是正勧告を受けた者から適用する。

関係機関の動き

2-1 第11期知的財産（IP）マイスタープログラムへの参加者を募集

韓国特許庁（2021.5.3.）

職業系高校生の革新的なアイデアを募集します！

*募集期間：5月3日（月曜）～5月28日（金曜）

*募集対象：特性化高校・マイスター高校の在学生在で構成されたチーム（2～3人）

*学生が提案した革新的なアイデアの知的財産権（特許）出願および技術移転を支援し、産業現場の問題解決に貢献するとともに産学連携を強化する。

韓国教育部・中小ベンチャー企業部・特許庁は、韓国発明振興会と共同で5月3日（月曜）から5月28日（金曜）まで職業系高校の学生を対象に「第11期知的財産（IP）（※）マイスタープログラム」のアイデアを募集する。

※知的財産 (IP、Intellectual Property) : 特許、実用新案、商標、デザインなどの産業財産権と著作権をまとめて指す用語

「知的財産マイスタープログラム」は、2011 年から特性化高校・マイスター高校の学生が産業現場のイノベーションを起こす創造的な人として成長できるように、学生による革新的なアイデアの知的財産権(特許)出願および技術移転まで支援しており、毎年 1,000 件以上のアイデアが受け付けられる韓国最大規模の職業系高校学生を対象にした公募展である。

※第 10 期 (2020 年) : 知的財産権 (特許) 99 件出願、企業への技術移転 18 件

参加を希望する特性化高校・マイスター高校の学生は 2~3 人でチームを構成し、発明教育ポータルサイト (www.ip-edu.net) にアイデア提案書などの関連書類を受け付けることができる。

※お問い合わせ : 韓国発明振興会の創意発明教育研究室 (+82-2-3459-2755)

1・2 次の書類審査、先行技術調査、発表審査、参加企業の評価などを経て 100 チームを選定し、教育およびコンサルティング (※) を支援し、最後の発表審査で計 50 チームに授賞する計画である。

※知的財産素養キャンプ (1 回)、知的財産権利化コンサルティング (3 回)、参加企業のメンタリングなど

選ばれたアイデアは、副総理兼教育部長官賞 (賞状および海外研修) に加えて、弁理士コンサルティングおよび特許出願、試作品の製作、技術移転などの支援を受けることになる。

今回の公募展には、学校と企業との産学連携を強化するために職業系高校生が就職を希望する 30 企業が産業現場の問題解決策を直接課題として提示した。

韓国空港公社は、「空港ターミナル手荷物処理場近隣の X 線検査室内部の外気流入を遮断する方法」、韓国水資源公社は「湖、河川および海などの公共水域を管理するための水深別採水方法」などを課題で提示した。

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の教育を通じて職業系高校生が創造的なアイデアと職務発明能力を生かして、国家のイノベーションと成長をけん引する人材に成長することを期待している」と述べた。

2-2 特許庁、デジタル時代に一步進んだ積極行政を推進

韓国特許庁 (2021. 5. 6.)

2021 年上半期の積極行政優秀事例を選定し、結果を発表

*A 氏は、ネットショップのプラットフォームで海外ブランドの服を購入したが、受領した後に模倣品であることを確認し、払い戻しを要請した。幸いなことに、A 氏が購入したネットショップのプラットフォームでは被害補償制度を実施しており、A 氏はネットショップのプラットフォームから速やかに払い戻しを受けることができた。

*自動車メーカーの B 社は、自動車のフロントガラスに実装されているホログラムデザインを開発したが、これまでデザイン登録を受けることができなかった。しかし、最近のデザイン保護法の改正により、60 年ぶりにデザイン保護対象が拡大され、ホログラムそのものでもデザイン保護を受けることができるという嬉しいニュースを聞いた。

*スタートアップの C 社は、専門家なしに直接オンラインで特許出願を行った。これまで、書式作成プログラムがかなり複雑だったが、最近では別途のプログラムを設置しなくてもウェブサイトですぐ書式を作成して簡単に申請することができる。

韓国特許庁は、「オンライン模倣品取締りおよび消費者被害補償制の拡大」など 3 件を「2021 年上半期の積極行政優秀事例」に選定したと発表した。

特許庁内部での公募手続きにより、国民が体感できる積極行政の優秀事例を発掘した結果、オンライン模倣品取締りおよび被害補償制の拡大（最優秀）、画像デザインの保護（優秀賞）、ユーザーに優しい電子出願サービスの提供（奨励賞）の 3 件が選ばれた。

最優秀事例は、2020 年に急増（前年比 150% 増）した模倣品のオンライン流通を遮断した事例で、オンライン模倣品のモニタリングを通じて模倣品販売を積極的に遮断し、模倣品販売の常習犯検挙を大幅に拡大することで、消費者の被害を予防する。

また、模倣品購買時における被害補償制（※）と商標権者向けの模倣品無料鑑定（※※）を拡大して、消費者被害を救済する基盤を設けた。

※オンラインプラットフォームの業者が模倣品購買の被害を先に補償した後、該当の販売者に求償権を請求（事例：11番街の模倣品110%補償制、Gmarket・Auctionの模倣品200%補償制）

※※消費者の被害が多く発生しているが、鑑定が難しい海外商標を中心に正規・模倣品の可否を無料で鑑定する制度の拡大（2019年109件→2020年119件）

2020年、模倣品取締り推進の成果



一方、優秀事例の「画像デザインの保護」は、物品に表現されたデザインのみ限定されていたデザイン保護の対象を外部壁面や空間上に投影される画像デザイン（※）まで拡大した事例であり、これまで保護できなかったVR・ARなどの新技術で実装される画像デザインも権利として保護できるようになったため、韓国企業のデジタルデザイン競争力を強化することに貢献すると予想される。

※視覚的に認識される模様・色彩およびこれらを結合したものであり、グラフィカルユーザーインターフェイス（GUI）やアイコン（Icons）、グラフィック画像（Graphic Images）などを意味する。

デザイン保護対象の拡大により、新たに保護されるデザイン



奨励賞を受賞した「ユーザーに優しい電子出願サービスの提供」は、専門家のサポートがなくても誰でも簡単に特許や商標などを出願できるよう、オンライン出願サービスを全面的に改編した事例である。

PC、モバイルを問わず、どの機器でもインターネットで簡単に特許・商標出願ができるようにシステムを改善し、そのために非対面環境に合わせた電子出願教育を実施するなど、需要者の便宜性を考えた積極的な行政への努力が評価された。

特許庁の規制改革法務担当官は、「第四次産業革命時代において、国の競争力を代表する知的財産権を速やかに保護するために、特許庁はこれからも国民が体感できる積極的な行政を創出できるよう持続的に取り組んでいきたい」と述べた。

2-3 スマートな発明生活、家で楽しみましょう

韓国特許庁 (2021. 5. 10.)

発明者の殿堂、一人勉強世代のために「発明体験キットを無料で配布」

韓国特許庁は、5月19日（水曜）発明の日を記念して、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に疲れている「一人勉強世代」のために家で楽しめる発明体験プログラムを提供する。

特許庁は5月10日から全国の小・中学生を対象に、発明体験キットを配送する「発明体験キット配送サービス」を無料で運営する。

申請者は発明体験キットの「磁気浮上式鉄道」または「ソーラーカー」のうち、一つを選択することができ、キットの中には取扱説明書が同梱されているため、家庭でも手軽に組み立てて製作することができる。

参加を希望する学生は、発明者の殿堂ブログ (<http://blog.naver.com/inventor1999>) で申し込むことができる。1人1キットずつ先着順300人までで、申し込んだ体験キットは宅急便で受け取ることができる。その他詳細な内容は、発明者の殿堂 (+82-42-481-5940) に問い合わせればよい。

特許庁の産業財産政策局長は、「社会的距離の確保により巣ごもり時間が増えた学生たちが自ら発明を体験できるよう企画したプログラムである」とし、「今後特許庁は、多様な発明体験の機会を提供して、将来に発明者になりたい学生たちが想像力を育てることができるよう支援する」とコメントした。

2-4 国家特許ビッグデータセンター、半導体など特許ビッグデータを分析して産業イノベーションを主導

韓国特許庁 (2021. 5. 10.)

韓国特許庁は、「国家特許ビッグデータセンター」を通じて、2021年から半導体、第5世代移動通信システム (5G) の2つの注力産業とバイオエネルギー・石油化学・鉄鋼・セメント産業工程の高度化、電気自動車などのカーボンニュートラル分野に対する特許ビッグデータ分析に基づいた産業イノベーション戦略を確立すると発表した。

2020年6月、特許庁と産業通商資源部は注力産業の特許ビッグデータを客観的・科学的に分析し、特許の観点から研究開発投資の方向を設定することにより、国家産業の競争力を向上させるために国家特許ビッグデータセンターを開所した。

現在、ディスプレイ、人工知能など10産業に対する産業イノベーション戦略を確立しており、それによる有望技術および研究開発の投資戦略は、部処および研究開発の専門機関、企業に提供され、新しい研究開発課題の発掘などに積極的に活用されている。

特許ビッグデータの分析結果は、現在、ウェブサイト (<https://pbcenter.re.kr>) を通じて民間に公開提供しており、韓国内外の多くの機関に散在されている多様な特許分析結

果を持続的に収集・搭載し、一括で特許関連情報を見られるように拡大していく計画である。

また、2021 年は迅速・正確な特許ビッグデータ分析により適期に有望な技術を開発するため、最新のビッグデータ分析手法と人工知能（AI）技術が融合された特許ビッグデータ分析プラットフォームを試験的に構築する予定である。

特許ビッグデータは、世界中の企業・研究所などの研究開発動向、産業・市場のトレンドなどが集約された 4 億 8,000 万件余りの価値の高い情報として、これにより国や企業の競争力と投資方向を診断・予測し、韓国の研究開発の方向性、市場戦略などを確立することができる。

今後、人工知能（AI）のような新産業、新型コロナウイルスなどの国民生活と密接な社会問題に対する特許ビッグデータ分析を 2024 年まで 35 分野に拡大して有望な技術を発掘し、研究開発の投資方向を設定して提供する計画である。

特許庁の特許ビッグデータ担当官は、「国家特許ビッグデータセンターが取りまとめた業種別の有望技術は、研究開発（R&D）の関連部処と機関で未来の有望産業の発掘に積極的に活用できると期待している」と述べた。

「国家特許ビッグデータセンターの成果」

特許庁は産業通商資源部とともに 2020 年 6 月 18 日、科学的・客観的に国家産業の競争力を高めるため、「国家特許ビッグデータセンター」を開所し、特許ビッグデータを基盤にした産業イノベーション支援事業を推進している。

2019 年にバイオ・ヘルス、水素産業、システム半導体、次世代電池分野に対する産業イノベーション戦略は、70 以上の機関に提供されて技術開発のロードマップおよび政府の R&D 課題に反映された。

また、2020 年には AI、IoT 家電、再生可能エネルギー、自律走行車、無人飛行体など 5 つの新産業分野の特許ビッグデータを分析し、未来の有望技術などを導出し、部処および R&D 専門機関と関連企業に提供した。

2020年5つの産業分野における特許ビッグデータ基盤の有望技術を導出

人工知能 (AI)	教育・バイオ・物流などの応用分野にインテリジェント認知・判断・予測など
再生可能エネルギー	主要エネルギー源（太陽光/風力）および活用基盤に関連する構造・設備など
家電	IoT デバイス/サービスおよびプラットフォーム関連の制御・セキュリティ・カスタマイズなど
自律走行車	ステアリング・サスペンション制御、認知走行および大量情報の通信など
無人飛行体 (ドローン)	電力供給回路、通信非断絶アンテナ、胴体制御など

また、社会の懸案である新型コロナウイルスの治療薬・ワクチン開発に向けたドラッグリポジショニングおよび候補物質を探り出すために、関連特許のDBと主要海外開発会社の中核特許DBを55の製薬企業と5つの協会に提供した。

2020年新型コロナウイルスの治療薬-ワクチンの特許ビッグデータ分析

治療薬	・ドラッグリポジショニングの特許 67 件および候補物質関連の特許 165 件を提示 ・新型コロナウイルス抗体治療薬を開発する主要開発会社の特許 39 件、感染性疾患治療薬を開発する海外の主要開発会社の特許 263 件、全体の中核特許 381 件を提示
ワクチン	・新型コロナウイルスにおける現在の主要開発会社の特許 173 件、新型コロナウイルス関連のウイルスワクチンを開発する韓国内外の主要開発会社の特許 34 件、全体的な中核特許 311 件を提示

2-5 優秀特許の創出、「産業財産権診断機関」が支援します！

韓国特許庁 (2021.5.11.)

特許庁、5月11日（火曜）から産業財産権診断機関を追加募集

韓国特許庁は、企業、大学、公共研究機関などが研究開発（R&D）への重複投資を防止し、優秀特許の創出に活用されるよう、特許調査・分析の専門機関である産業財産権診断機関を5月11日（火曜）から追加で募集すると発表した。

産業財産権診断機関とは、特許調査・分析を通じて研究開発の戦略、優秀特許の創出戦略などを提供する機関をいう。

特許庁は、2020年に産業財産権診断機関の指定および運営に関する規定（※）を制定し、計132機関を産業財産権診断機関として指定した。

※特許庁告示第 2020-31 号、2020 年 11 月 16 日制定

産業財産権診断機関への登録を希望する機関は、技術分野（※）の専門人材、専用の業務空間などの施設・設備、セキュリティシステムなどの要件を備えて、5 月 28 日までに韓国特許戦略開発院に申請書を提出すればいい。

※電気・電子、機械・金属、化学・生命、情報通信の 4 つの技術分野

特許庁は、申請書を提出した機関に対して診断技術分野別の書類審査、診断機関の指定要件に対する現場精査を実施した後、産業財産権診断機関を指定する審議委員会で申請機関別に指定可否を審議して指定を完了する計画である。

産業財産権診断機関に指定されれば、韓国特許戦略開発院の特許調査・分析遂行機関のプール (Pool) に登録され、特許調査・分析関連の支援事業（※）を遂行するための別途の申請手続きが大幅に簡素化される。

※IP-R&D 戦略支援事業など、韓国特許戦略開発院が推進する特許調査・分析事業

特許庁の産業財産政策局長は、「2020 年に産業財産権診断機関を拡大指定し、民間における知的財産サービス市場の活性化に一步踏み出すことができた」とし、「産業財産権診断機関に指定されると特許調査分析の遂行機関プール (Pool) に登録されるなどの追加的な特典を提供する予定であり、このような制度改善により産業財産権診断機関の指定に多くの優秀機関が積極的に参加することを期待している」と述べた。

企業、大学、公共研究院などは、研究開発の遂行過程で特許調査・分析が必要な場合、産業財産権診断機関を活用することができる。

特に中小企業は、租税特例制限法施行令の改正に伴い、2021 年から産業財産権診断機関を通じて支出された特許調査・分析費用に対する税額控除（※）の優遇を受けることができる。

※「租税特例制限法施行令」研究・人材開発費の税額控除を適用する費用（2021 年 1 月 1 日以降に発生する費用から適用）

産業財産権機診断機関指定の申請に関する詳細については、特許庁 (www.kipo.go.kr→告示/公告)、または韓国特許戦略開発院 (www.kista.re.kr→事業公告) のウェブサイトで確認することができる。

2-6 特許庁の3人協議審査で特許登録も速やかに！

韓国特許庁 (2021.5.11.)

「特許路1番街」の国民提案で導入され、速やかな権利化で産業界から好評

新型コロナウイルス感染症の流行初期に「新型コロナウイルスの診断キット」、「K-ウォークスルー」の特許が出願された。これらの発明は、2つ以上の技術が融合複合された技術である。特許庁は効率的な審査のために微生物の専門家と医療診断の専門家を一緒に審査に投入した。その結果、審査期間を短縮させて企業の輸出を後押しし、K-防疫の拡散に貢献した。

韓国特許庁が「特許路1番街」の国民提案を導入し施行している3人合議型の協議審査（以下、「協議審査」）が安定的に運営されていることが分かった。

協議審査制度は、第四次産業革命時代に急増している2つ以上の技術を結合した融合複合技術特許を審査するために2019年11月に導入された。既存の審査官1人による単独審査方式を補完したものである。

協議審査は、一つの発明（出願）の審査に審査官3人を一緒に投入する。既存の単独審査より専門的な検討が行われて手続きが効率的になるため、審査期間が短縮される効果も出た。

特許庁は融合複合技術審査局が新設された2019年11月から2021年4月末まで計6,261件の特許出願に対する協議審査を実施した。これは融合複合技術審査局で処理した全体件数の16.8%に相当する。

協議審査制度は、迅速かつ正確な権利化により強力な特許の創出を支援して、韓国産業界にも肯定的な影響を与えている。

特許庁の融合複合技術審査局長は、「3人協議審査は第四次産業革命の新技术に先行対応するため、既存の特許審査の慣行を変えた積極行政の代表的な事例である」と強調し、「今後、さまざまな取り組みを行うことで、コロナ禍でデジタル経済への転換が加速化

している中、新技術に対するより正確かつ迅速な審査サービスを提供していきたい」と述べた。

2-7 特許庁、「発明教育活性化の政策コンサート」を開催

韓国特許庁（2021.5.12.）

5月12日に韓国知識財産センターにてオンライン生中継

韓国特許庁はヤン・グムヒ国会議員とともに、発明教育の意義と政策 이슈について調べ、発明教育に関する法制度改正の方向性に向けて5月12日(水曜)14時から韓国知識財産センターで「発明教育活性化の政策コンサート」を開催する。

最近、デジタル時代への転換が加速化し、ロボットと人工知能のような新技術は人間の労働力の代わりとなり、新産業と職場創出が相次いで登場している。よって、未来の人材が必ず備えるべき能力も変わってきている。単純な知識よりは未来社会の変改を正確に認識して速やかに適応し、新しいサービスと付加価値を作り上げる創意力と挑戦精神が要求される。

発明教育は創意力と挑戦精神を育てる最もよい方法である。日常生活において不便な点を自ら探し出し、解決するために新しいアイデアを浮かべ、直接作ってみる教育であるからだ。その過程において学生は友達や先生と共同し、失敗も経験する。自身のアイデアで創業を夢見て、挑戦精神も自然に学べる。

このように未来社会の中核能力を育てる発明教育をさらに発展・拡散させるために特許庁と国会が力を合わせた。発明教育法の改正を検討しているヤン・グムヒ議員は改正案の発議前に教育現場の意見を聞き、改正方向を点検するために主務部処である特許庁とこのイベントを共同で開催した。

今回の政策コンサートは第1部と第2部で行われ、第1部は発明教育の主要 이슈に対する主題発表、第2部は部処・教育界・学界・学生など各界の代表者のパネルディスカッションで構成された。発明大会出身のスタートアップ CEO、発明教師などが直接発表者とパネルとして現場の生の声を伝える。

また、オン・オフラインを通じて参加した一線学校の学生などの聴衆も多様な意見を開陳した。特許庁とヤン・グムヒ議員室は提示された意見を発明教育法の改正および関連政策の推進に積極的に反映する予定である。

韓国特許庁長は「今回のイベントが発明教育の重要性を広く伝える契機となることを望んでいる」とし、「発明教育が教育現場においてさらに拡散できるように地域別の発明教育の拠点機関を設置し、発明教育に対する政府の支援を拡大したい」と明らかにした。

ヤン・グムヒ議員は「発明教育が創意力を開発し、発明を生活化するだけでなく、新たな発明を権利化して活用する融合教育へと拡大させるために立法部としての役割を果たしたい」と明らかにした。

一方、今回のイベントは特許庁と KTV 公式 YouTube チャンネルを通じて生中継され、関心のある人は誰でも視聴できる。

2-8 特許庁-韓国デザイン学会、デザイン制度のイノベーションのための業務協約を締結

韓国特許庁 (2021. 5. 13.)

デザイン権利保護エコシステムの造成のために共同で努力する

韓国特許庁は5月14日(金曜)14時に韓国知識財産センターにおいてデザイン保護制度のイノベーションと発展のために国内最大規模のデザイン分野学術団体である韓国デザイン学会と業務協約を締結する。

※韓国デザイン学会は1978年に創立され、累積会員が約7,000人(2020年9月基準)である。

今回の業務協約は仮想現実、拡張現実など変化するデジタル環境に対応するデザイン制度のイノベーションおよびデザイン保護政策の策定時にデザイン学界の意見をより積極的に収集するために行われる。

両機関はデザイン政策策定時にデザイン学界の意見を積極的に反映し、デザイン権利保護のための広報および相談ブースを運営し、デザイン出願の奨励およびデザイン権利保護制度の広報・活用などのために相互協力することに約束した。

業務協力の一環として2021年5月29日(土曜)に弘益大学とオンラインで同時に開催される「2021年韓国デザイン学会の春季国際学術大会」において「人工知能を活用したデザイン権、誰のものか」という主題で特別セッションを開催し、デザイン知的財産分野の最近の争点についての意見を交換する場を設ける。

今後も特許庁と韓国デザイン学会は業務協力の内実化のために実務協議会を構成し、定期的に推進事項を点検しつつ、追加の協力事項を継続して発掘することにした。

特許庁の商標デザイン審査局長は「急変するデジタル環境に対応したイノベーション的なデザイン政策の策定が必要な時点において、デザイン学界と疎通の場が用意され、デザイン保護制度に対する研究が一層活発になることと期待される」と明らかにした。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、登録商標を活用して地域経済の活性化を積極的に推進

韓国特許庁（2021.5.6.）

地方自治団体のブランド経営で競争力強化！

新型コロナウイルスの状況でも、地方自治団体による商標出願は増加していることが分かった。

韓国特許庁によると、最近商標に関連する出願件数は、2018年1,071件から2019年1,026件（4.2%減）にやや減少したが、2020年には1,437件（40.0%増）と大幅に増加したと調査された。

ここ3年間最も多くの商標を出願した自治体は、潭陽郡（123件）、井邑市（105件）、新安郡（79件）、鎮安郡（70件）の順である。

独特な点は、郡単位地域からの商標出願が上位10位以内で7つの順位を占めていることである。

潭陽郡（123件）、新安郡（79件）、鎮安郡（70件）、永同郡（59件）、蔚珍郡（51件）、扶余郡（49件）、青松郡（44件）であり、主にその地域の特産品および文化観光に関連する商品を出願していると調査された。

これは、厳しい環境にもかかわらず、出願商標の権利を確保することで、新型コロナウイルスを克服し、地域経済を活性化しようとする意志が反映されたと解釈される。

潭陽郡は竹を利用した竹工芸品の名産地にふさわしく、「竹林、清らかなエコ都市潭陽」というブランドを積極的に活用している。

鬱蒼とした竹林の庭園ブランド「竹緑苑」、竹をテーマにした韓国唯一の「潭陽竹祭り」などがある。特に竹祭りは文化体育観光部が選定する文化観光優秀祭りに 2012 年から 5 年連続、文化観光最優秀祭りに 2017 年から 3 年連続選定され、2020 年から 2021 年に文化観光祭りとして評価された。

井邑市は紅葉で有名な内蔵山を掲げた「紅葉美人」という農産物の代表ブランドで米、トマト、スイカ、韓牛などを販売している。

新安郡は島嶼地域であることから、「1004 天使の島新案」というブランドを積極的に活用している。

新安郡の朴只島に紫色のラベンダー庭園を造成し、町を紫色に染めて、「訪れたい島」、「パール島」などのブランドを活用して文化観光を積極的に広報している。

特許庁の生活用品商標審査課の審査官は、「自治体による商標出願の増加には、地域特産物の差別化および競争力強化に向けた自治体の努力が反映されている」とし「今後も地域の代表ブランドが積極的に開発され、韓国国内はもちろん、世界市場で認められるブランドになることを期待している」と述べた。

4-2 [報道参考資料] 「ドプジユク商標は使用できないのか」への論争

韓国特許庁 (2021. 5. 6.)

特許庁が Q&A で事実関係を説明します

韓国特許庁は最近、話題になっている「ドプジユク商標」などの商標権論争について、商標出願人の理解を求めするために Q&A で説明します。

商標権論争の Q&A は次のとおりです。

Q1. 第三者が先に「ドプジユク」の商標を出願したため、テレビ番組の「ペク・ジョンウオンの路地裏食堂」に出演した「ドプジユク店」の社長が「ドプジユク」の商標を使えなくなったのは、事実ですか。

A. 現在「ドプジユク」に関連する商標出願のうち登録された出願件はなく、全て審査を待機しています。誰も「ドプジユク」の名称の使用に制限が加えられたことや、独占的権利を持っていることなどはありません。

商標権は、審査官が登録要件と拒絶理由を審査して決定した後、設定登録をしてからこそ権利が発生します。

※出願→審査→登録決定または拒絶決定→設定登録→権利発生

Q2. 「南山トンカツ」、「ソウルソルロンタン」のように普通名称と顕著な地理的名称で構成された商標を保護できないことは、制度の隙間があるということですが、事実ですか。

A. 商標は、その商品が誰のものなのか区別できる「識別力」が必要であり、識別力がない商標は登録を拒否します。つまり、普通名称と顕著な地理的名称で構成された商標は識別力がないため、登録が拒絶されます。

そして、これらの商標は、誰でも使用することができ、特定の人が商標として独占することは公益に反するため、登録が拒絶されます。

普通名称	顕著な地理的名称
トンカツ	南山
ソルロンタン	ソウル

*商品の普通名称（識別力なし）＋顕著な地理的名称（識別力なし）→識別力なし

Q3. 地理的名称が使用された商標は、例外的に登録される事例もありますか？

A. ただし、顕著な地理的名称の場合は、例外的に「ソウル大学」、「ソウル牛乳」、「鐘路学院」のように、特定の人が継続して使用してきた結果、消費者がその商標を特定人の商品出所標識として認識していれば、「使用による識別力」が発生し、商標登録が許可される可能性があります。

特許庁は合理的で公正な審査を通じて商標の正当な使用者が商標権を所有することができるように努力しています。

今後も悪意的な商標先取りから正当な使用者を保護できるように政策的な努力を継続的に強化します。

その他一般

5-1 人工知能、モノのインターネットにより PM2.5 の測定技術は変化中

韓国特許庁 (2021. 5. 3.)

情報通信技術を融合した新たな PM2.5 測定技術

人工知能、モノのインターネット、バイオテクノロジーを融合した特許出願がここ 5 年間で年平均 30% 増

*コロナ禍による経済危機にもかかわらず、PM2.5 に備える手段である低減設備と測定設備の市場は毎年 10% 以上の着実な成長傾向 (注 1) を見せている。特許出願の統計で分かるように、最近 PM2.5 の測定技術に対する韓国の研究開発が非常に活発である。

*PM2.5 の技術は大きく測定技術と低減技術に分けられる。測定技術は PM2.5 を低減するための基礎技術として、高度の専門性と厳格な品質基準を要求しており、主要先進国を中心に技術開発が行われる高付加価値技術である。

韓国特許庁によると、PM2.5 測定に関連する出願件数が、2010 年 8 件から 2019 年 212 件に 10 年間で約 20 倍以上増加した。2020 年もその増加傾向が続いている。

最近起きた最も大きな変化は、ここ 5 年間 PM2.5 測定技術にも人工知能、モノのインターネット、バイオテクノロジーなどの第四次産業革命技術を融合する傾向が明確になったことである。

実際に第四次産業革命技術を融合した特許出願は、2015 年 14 件から 2019 年 43 件にここ 5 年間、年平均 32% 増加したと調査された。

特許庁が主要出願人を対象に、PM2.5 測定技術の中核分野に対するアンケートを実施した結果をみても、将来の中核分野として (1) 人工知能・ビッグデータを活用した PM2.5 測定技術、(2) モノのインターネットを適用した室内外の空気質測定技術、(3) PM2.5 と生物粒子の同時測定技術との融合を展望していることが分かる。

(1)人工知能・ビッグデータを活用したPM2.5測定技術：さまざまな人工知能のアルゴリズムと気象およびPM2.5測定情報のビッグデータを利用して、測定誤差を減らし、予測情報を提供する技術。

*KR2140929B 無人機を利用した気象観測システムとその方法、株式会社 3S SOLUTION：PM2.5を含む高度別の気象観測を実施し、これをビッグデータサーバーに保存管理して正確な大気の研究に活用する。無人機（ドローン）、自動車などを利用してデータを収集。

(2)モノのインターネットを適用した室内外の空気質測定技術：測定設備がモバイル機器およびサーバーとの通信を通じて結果を分析し、ユーザーのニーズに合わせて空気清浄機、換気（空調）システムなどを自動制御する技術。

人工知能・ビッグデータ技術との融合により、高度化を追求している分野である。

*KR1988292B 地下鉄駅内のPM2.5の濃度測定設備およびその方法、株式会社 DAP：地下鉄の出入りなどによるPM2.5の変化を測定して空調機などを精密制御する。複数の地下鉄駅の測定情報をサーバーでデータベース化し、マシンランニングなどによって予測モデルを作成

(3) PM2.5と生物粒子の同時測定技術：PM2.5を測定すると同時に有害細菌およびウイルスを検出する技術。

PM2.5低減設備と殺菌器との組み合わせによって、シナジー効果を出しており、新型コロナウイルスの拡散以来、空気中のウイルスや有害菌感染の危険性が大衆に刻印されたため、今後注目される技術である。

*KR1878094B 異種反射鏡が結合されたPM2.5および微生物検出装置、株式会社 Mediaever：周辺光による光害を最小限にし、PM2.5および微生物を検出する能力を大幅に向上させる。

特許庁の審査官は、「PM2.5に関連する市場の拡大と政府の関連政策の推進により、PM2.5の測定技術に関する特許出願は、今後増加すると予想されており、特にポストコロナ時代に備えて、多様な形の情報通信技術・バイオテクノロジーを融合した特許出願が急増すると予想される」と述べた。

注 1) BCC research2017 によると、PM2.5 測定設備の関連市場は毎年 10%近い成長傾向を示すと推定している。

5-2 人工知能を用いた医療診断方法の特許出願が急増

韓国特許庁 (2021. 5. 6.)

人工知能、親の健康を守る！

*韓国で家庭の月と呼ばれる 5 月になると、故郷にいる親の健康が心配になる。新型コロナウイルスのため、頻繁に訪れられない状況だが、診断技術の進歩で遠くでも健康ケアができる時代になっている。

*第四次産業革命技術が医療分野にも適用されることになり、人工知能を利用して疾病を診断し、予測する医療診断方法分野の特許出願が増えている。

韓国特許庁によると、人工知能を用いた医療診断方法の特許出願は、2015 年以前は 10 件に過ぎなかったが、2016 年 19 件に増え始めて、2017 年 46 件、2018 年 108 件、2019 年 145 件、2020 年 270 件が出願され、ここ 5 年間、年平均 94%の増加傾向を見せている。

※人工知能を用いた医療診断方法は、診療記録や医療機器で測定した生体の測定情報、医療映像、遺伝情報など、さまざまなビッグデータを人工知能技術で分析して疾病を診断または予測する技術である。

世界中における遠隔医療市場の規模 (※) は拡大しつつあり、新型コロナウイルスによる非対面診断および診療の需要が増えているため、それに関連する特許出願がさらに増えているためであると思われる。

※世界の遠隔医療市場の規模は、2021 年 412 億ドル規模であると予想 (出典: Statista)

出願人別では韓国国内の出願人が出願を主導しており、外国の出願人は 6.7%に過ぎない。韓国国内の出願人の場合、医療の人工知能に関連する新興企業と大学の産業協力団がこの分野の特許出願をけん引していることが分かった。

具体的には、医療人工知能の新興企業 273 件 (43.5%)、大学の産業協力団 224 件 (35.7%)、個人 46 件 (7.3%)、医療財団法人 42 件 (6.7%)、研究所 18 件 (2.9%)、病院 15 件 (2.4%)、その他 9 件 (1.4%) の順で出願したと調査された。

使われている医療データの種類別にみると、医療映像情報を活用した出願が 153 件 (52.2%) で最も多く、臨床および診療データを使用した出願が 84 件 (28.1%)、バイオマーカー関連の出願が 35 件 (11.7%)、心電図情報利用に関する出願が 20 件 (6.7%)、歩行情報利用に関する出願が 6 件 (2.0%) であった。

医療映像情報データによる出願が多いのは、撮影装置が標準化されており、定型化されたデータ情報が生成できるため、人工知能を適用して疾病を診断するのに有利なためであると考えられる。

診断疾病に応じて分類してみると、がんを診断する場合は 36 件で最も多く、その次に認知症などの脳疾患 32 件、心臓疾患 18 件、眼疾患 16 件、口腔疾患 15 件、うつ病 10 件、その他の疾病 76 件で、韓国の大人がよくかかる疾病に関する出願が多いと分析される。

特許庁のバイオヘルスケア審査課の審査官は、「人工知能のような第四次産業革命技術が活発に医療分野に取り入れられている傾向である」とし「新型コロナウイルスによる社会の変化と高齢化が進んでいるため、非対面診断技術に関する特許出願がさらに活性化すると予測している」と述べた。

5-3 韓国、3 大国際標準化機構に宣言した標準特許件数で世界 1 位

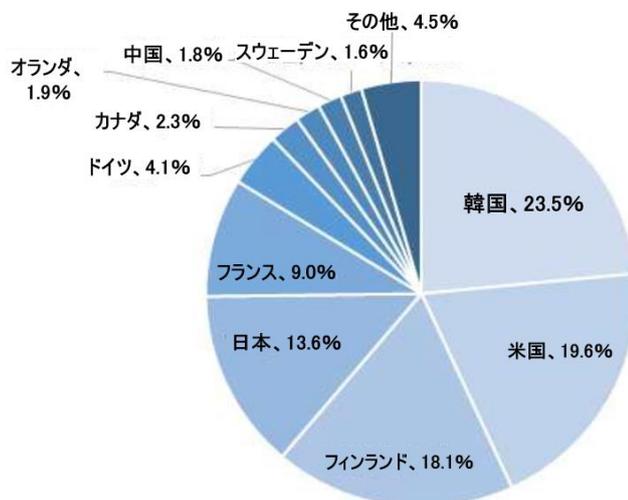
韓国特許庁 (2021. 5. 10.)

韓国、3 大国際標準化機構 (注 1) に宣言した標準特許件数で世界 1 位 (2016 年 5 位)
世界 5 大標準化機構 (注 2) に宣言した標準特許件数で世界 3 位 (2016 年 4 位)

韓国特許庁は、2020 年まで韓国が 3 大国際標準化機構 (ISO、IEC、ITU) (注 3) に申告した宣言標準特許が 2016 年 519 件 (世界 5 位) に比べて約 6.4 倍増加した 3,344 件 (23.5%) で、世界 1 位になったと発表した。

3 大国際標準化機構に宣言した標準特許の現状（※）（2020年12月）

順位	国家	件数(累積)	割合
1	韓国	3,344	23.5%
2	米国	2,793	19.6%
3	フィンランド	2,579	18.1%
4	日本	1,939	13.6%
5	フランス	1,283	9.0%
6	ドイツ	575	4.1%
7	カナダ	320	2.3%
8	オランダ	271	1.9%
9	中国	257	1.8%
10	スウェーデン	232	1.6%
	その他	639	4.5%
	計	14,232	100%



※出所：韓国特許戦略開発院標準特許センター

それに次いで米国が 2,793 件 (19.6%) で 2 位を占め、フィンランドが 2,579 件 (18.1%) で 3 位、日本が 1,939 件 (13.6%) で 4 位、フランスが 1,283 件 (9.0%) で 5 位になった。

3 大国際標準化機構に申告した宣言標準特許を保有している機関（企業）別で見ると、サムスン電子（韓国）が 2,799 件で 1 位を占めた。

その次にノキア（フィンランド）が 2,559 件で 2 位、トムソンライセンシング（フランス）が 907 件で 3 位、アップル（米国）が 350 件 4 位、韓国電子通信研究院（韓国）は 251 件で 5 位を占めた。

2020 年に 3 大国際標準化機構に申告した宣言標準特許が急激に増加した理由は、2020 年の下半期にサムスン電子が ISO/IEC JTC1（注 4）に映像コーデック（※）（VVC: Versatile Video Coding、EVC: Essential Video Coding）関連の特許 2,500 件余りを集中的に宣言したからである。

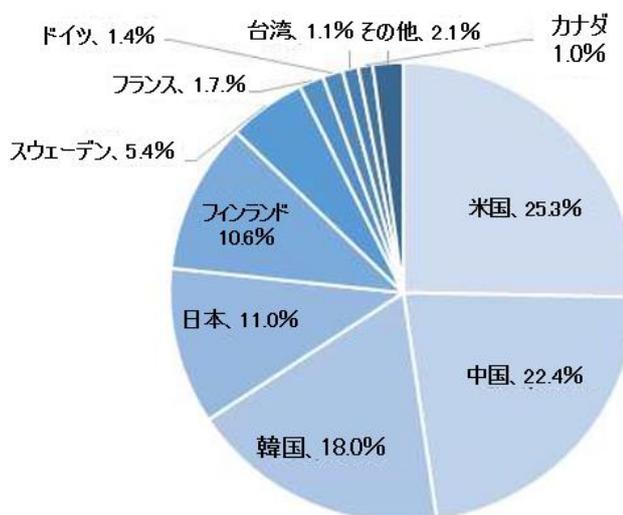
※映像の信号をデジタル信号に変換するコーダーとそれを逆変換するデコーダーの機能を兼備した技術

3 大国際標準化機構（ISO、IEC、ITU）と事実上の主要標準化機構（※）である IEEE（注 5）と ETSI（注 6）を含む世界 5 大標準化機構に 2020 年まで申告された宣言標準特許を見ると、米国が 2 万 4,661 件で 1 位、中国が 2 万 1,805 件で 2 位を占め、韓国は 1 万 7,492 件で 3 位（2016 年には 3,735 件で 4 位）になった。

※事実上の標準化機構：公的標準を制定するための 3 つの公的標準化機構（ISO、IEC、ITU）の他、民間標準化団体、産業体、フォーラム、コンソーシアムなどにより事実上の標準を制定するために設立された標準化機構

世界 5 大標準化機構の宣言標準特許（※）現況（※※）（2020 年 12 月）

順位	国家	件数(累積)	割合
1	米国	24,661	25.3%
2	中国	21,805	22.4%
3	韓国	17,492	18.0%
4	日本	10,738	11.0%
5	フィンランド	10,269	10.5%
6	スウェーデン	5,273	5.4%
7	フランス	1,637	1.7%
8	ドイツ	1,392	1.4%
9	台湾	1,107	1.1%
10	カナダ	1,010	1.0%
	その他	2,003	2.1%
	計	97,387	



※ETSI の場合、宣言標準特許のうち代表特許のみ集計し、代表特許と内容が同一のпатентファミリーは非集計

※※出所：韓国特許戦略開発院標準特許センター

世界 5 大標準化機構に申告された宣言標準特許を保有している機構（企業）別でみると、クアルコム（米国）が 1 万 252 件で 1 位を占め、ノキア（フィンランド）が 10,215 件で 2 位、ファーウェイ（中国）が 9,037 件で 3 位、サムスン電子（韓国）が 8,719 件で 4 位、LG 電子（韓国）が 6,648 件で 5 位を占めた。

これまで政府は、科学技術情報通信部の「情報通信・放送規格開発支援事業」、産業通商資源部（国家技術標準院）の「国家標準技術力の向上事業」と特許庁の「標準特許創出支援事業」の相互連携により、標準特許の専門機関を育成して、R&D-標準化の課題を遂行

する機関に標準特許の創出戦略を支援するなど、R&D-標準-特許連携による標準特許の競争力確保に力を注いできた。

標準特許とは

標準特許はエルティーイー (LTE)、第 5 世代移動通信システム (5G)、Wi-Fi、Bluetooth、MP3 などのような標準技術を使用する製品を生産して販売するために、必ず使わなければならない特許をいう。

ただし、企業などが標準化機構の標準特許だと宣言するだけで、標準特許 (SEP: Standard Essential Patent) になるわけではなく、宣言標準特許 (declared SEP) が標準特許プールへの加入や特許訴訟などの過程における標準規格に整合するかを判断する標準特許の必須性検証で、標準規格と一致すると確認されてから、正式に標準特許として認められることになる。

特許庁の産業財産政策局長は「ここ 5 年間、韓国の宣言標準特許のランクが上がったのは (3 大国際標準化機構 5 位→1 位、世界 5 大標準化機構 4 位→3 位)、韓国企業における標準特許の競争力が強化されたことを意味し、これは今後の技術貿易収支を改善する基盤になるという点で、有意義である」とし「R&D-標準-特許連携を強化し、高品質の標準特許を創出できるよう、持続的に支援する」と述べた。

宣言標準特許統計は、各種の標準化機構に宣言した標準特許情報を反映し、韓国特許戦略開発院の標準特許センターにより半期ごとに集計されており、主な標準化機構別の基本統計は、韓国特許戦略開発院の標準特許センターのウェブサイト (<https://biz.kista.re.kr/epcenter/>) で確認することができる。

(注 1) WTO 加盟国が遵守すべき公的規格を制定する ISO、IEC および国連傘下の専門機構である ITU を含む

(注 2) 3 大国際標準化機構の他、事実上の標準化機構である ETSI (LTE、5G などの移動通信) と IEEE (Wi-Fi、WiMAX などの電気通信) を含む

(注 3) ISO (International Organization for Standardization): 国際標準化機構 (電気・電子、情報通信を除く全分野を担当)、IEC (International Electrotechnical Commission): 国際電気標準会議 (電気・電子担当)、ITU (International Telecommunication Union): 国際電気通信連合 (ITU-T が電気通信、ITU-R が電波通信を担当)

(注 4) ISO/IEC JTC1 (ISO/IEC Joint Technical Committee): ISO と IEC 間の情報技術の国際標準化作業を合同で遂行・管理するために設立

(注 5) IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers): 電気・情報工学分野の学術研究団体 (Wi-Fi、WiMAX、などのネットワークの標準化)

(注6) ETSI (European Telecommunications Standards Institute) : 欧州電気通信標準化機構 (4G、5G 移動通信などの欧州地域の電子通信の標準化)

5-4 進化する新型コロナウイルスの診断技術

韓国特許庁 (2021. 5. 10.)

新型コロナウイルス診断技術の特許出願、着実に増加

- *韓国の診断キットメーカーの A 社は、K - 防疫の立役者である診断キットを新型コロナウイルス感染症の流行初期から開発して全世界に輸出している。
- *大学生 B 氏は、対面授業を控えて薬局で販売している新型コロナウイルスの自己検査キットを購入して陰性であることを事前に確認した。
- *新型コロナウイルスを検査する診断技術は、時代の状況に応じて進化しており、これは継続的な特許出願につながっている。

韓国特許庁によると、新型コロナウイルスの診断技術に関連する特許出願は、新型コロナウイルスが発症した初期段階の 2020 年 2 月に出願され始めて着実に増加し、15 ヶ月で 189 件が出願されたことが分かった。

SARS (2002 年発生、19 年間で 20 件出願) や MERS (2013 年発生、8 年間で 33 件出願) のような呼吸器症状感染症の発生時に比べて診断技術に関連する出願が急増 (SARS の 9.5 倍、MERS の 5.7 倍) したのである。

時期別の特許出願動向を見ると、新型コロナウイルスの感染症流行の第 1 波であった 2020 年 4 月、第 2 波の 2020 年 7~8 月、感染者数が再び増えてきている最近の出願が相対的に多く、新規の感染者が増えれば診断技術に関連する特許出願も増加傾向を見せると分析される。

新型コロナウイルスの診断技術は、感染症を起こすウイルスの遺伝子 (RNA) を検出する分子診断法とウイルスから作られるタンパク質 (抗原、抗体) を検出する免疫診断法に区分されるが、分子診断技術が 91 件、免疫診断技術が 98 件で、両分野の特許出願件数はほぼ同等である。

出願動向を見ると、初期は分子診断技術関連の特許出願がやや多く、抗体およびリアルタイム診断への需要に応じて、最近では免疫診断技術関連の出願が増加する傾向にある。

分子診断技術関連の詳細出願を見ると、リアルタイムの遺伝子増幅技術（RT-PCR）が 39 件、等温増幅技術 26 件、遺伝子編集技術 8 件、バイオマーカーなどその他の技術は 18 件であると把握される。

分子診断法の場合、発症初期は分析対象を増幅させるための遺伝子欠片を特定する出願の割合が高く、最近は変異ウイルスの出現により変異ウイルスと他の呼吸器ウイルスを同時に診断できる複合診断技術に対する出願が増加している。

抗原、抗体を検出する免疫診断法は、使いやすく検査の結果を速やかに確認できるという長所があり、抗原診断 72 件、抗体診断 12 件が特許出願された。

細部的に見ると、新型コロナウイルスの迅速・簡便検査に対するニーズのため、まだ抗原診断関連の出願がほとんどだが、最近ワクチン接種の実施に伴い、体内にできた免疫タンパク質である中和抗体を検出する抗体診断関連の出願が増えると予想される。

出願人別に見ると、政府機関および出捐研究所が 24 件、大学 55 件、企業 95 件、個人 14 件、外国人 1 件であった。企業の出願が全体出願の 50% で大部分を占めており、大学の出願が 29% で基礎研究に基づいた出願も持続的に行われていると分析される。

特に、国家研究開発事業に基づいて出願された件が全体の 22.1% (38 件) を占めており、新型コロナウイルス関連技術の開発に向けた政府支援が出願増加につながっていると思われる。政府が 2021 年の感染症およびバイオヘルス分野の研究開発に前年比 49.3% 増の計 7,878 億ウォンを投入する予定であり、この分野の出願がより活発になると期待される。

特許庁のバイオヘルスケア審査課の審査官は、「今後の時代状況に合わせて、さまざまな診断技術の特許が出願されると見込んでいる」とし、「迅速かつ正確な審査を通じて関連技術の開発を積極的に支援する」と述べた。

5-5 [説明資料] 「半導体覇権戦争の真っ最中なのに、特許技術の防衛までしなければならぬサムスン」 (アジア経済、5月12日)

韓国特許庁 (2021. 5. 12.)

5月12日、アジア経済「半導体覇権戦争の真っ最中なのに、特許技術の防衛までしなければならぬサムスン」の報道について、次のように説明します。

「報道内容」

最近、特許法に関する規制を強化するための動きがある。(K-ディスカバリー法制化の推進)

K-ディスカバリーが通過すると、特許訴訟の当事者間において関連資料を直接要求することができ、法院に現場調査も要請できるようになる。

また、海外企業からの韓国企業に対する訴訟が急増すると報道。

「特許庁の立場」

1. 特許庁が導入しようとする「証拠収集手続き」は、規制（※）ではなく、訴訟手続きの実効性を強化するために導入するものである。

※「規制」は、企業活動を制限する行政措置である。

これにより、多くの費用と時間をかけて技術を開発した特許権者がより安定的に企業活動を行うことができる環境を造成するものである。

また、権利者の権利保護を強化し、他人の権利を侵害する剽窃慣行および技術奪取を根絶するために必要な訴訟手続きを改善するものである。

2. 特許庁が現在推進中である韓国型証拠収集制度は「ドイツ式証拠調査制度」と類似しており、当事者間の関連資料の直接要求は不可能である。

法官が指定した中立的な専門家が（1）侵害の可能性が相当高く、（2）証拠収集のための他の手段がなく、（3）調査が必要であり、（4）被調査者の負担が大きくない状況を全て満たしている厳しい要件下で現場調査ができるように議論・設計している。

3. 米国、ドイツのように証拠収集制度が既に導入されている国も 2000 年以降 20 年間、半導体分野における 22 の主要品目の侵害訴訟が計 2 件に過ぎなかったため、証拠収集制度の導入により訴訟が増加すると断定することは、困難である。

特許庁は、今後も多様な意見を幅広く取り入れ、韓国国内の環境に合わせた知的財産保護制度を導入するよう最善を尽くす予定である。

5月13日、The SCOOP 『「標準特許保有件数1位」特許庁発表の裏面と真実』の報道について、次のように説明します。

「報道内容」

1. 最近特許庁は、韓国が3大国際標準化機構 (ISO、IEC、ITU) (注1) に申告した宣言標準特許の件数で世界1位になったと発表した。しかし、「ISO/IEC JTC1 (注2)」は、3大国際標準化機構と区別される別途の組織であり、それを除けば世界6位に過ぎないと報道した。
2. 「ISO/IEC JTC1」に申告された標準特許も一部の企業に偏重されており、韓国の技術競争力が高まったことを意味するとは言えない。

「説明資料」

1. 「ISO/IEC JTC1」は、ISOとIEC傘下の共同技術委員会であり、3大国際標準化機構に含めて一貫した統計を算出している。

「ISO/IEC JTC1」は、情報技術 (IT) 分野で ISO、IEC がそれぞれの標準を制定する場合に発生しうる衝突を防止し、情報技術分野における国際標準化を ISO と IEC が合同で遂行・管理するために、1987年に ISO と IEC の傘下に設立した共同技術委員会 (Joint Technical Committee) (※) であるため、ISO と IEC に共同で属するとみなすのが妥当である。

※以前に ISO 傘下の TC (Technical Committee) 97 (コンピュータと情報処理の分野) と IEC 傘下の TC (Technical Committee) 83 (情報機器・マイクロプロセッサシステム分野) を統合した。

「ISO/IEC JTC1」が設立されて以来、情報技術関連の標準は、ISO、IEC ではない「ISO/IEC JTC1」を通じて制定されているため、これを含めることで正確な標準特許の統計算出ができるようになる (※)。

※ISO と IEC も「ISO/IEC JTC1」まで含めた宣言標準特許の情報を公開している。

また、3 大国際標準化機構である ISO、IEC、ITU は公的 (De jure) 標準化機構という点で IEEE (注 3)、ETSI (注 4) など、事実上 (De facto) の標準化機構と区別され、「ISO/IEC JTC1」も ISO と IEC 傘下で公的基準を制定するため、3 大国際標準化機構に含めるのが妥当である。

したがって、「ISO/IEC JTC1」に申告された宣言標準特許も ISO および IEC の標準特許として、これまで一貫した基準により統計を算出してきている。

標準特許を多く保有しているサムスン電子も韓国企業であるため、それらの標準特許の競争力も韓国の技術競争力にするのが適切である。

韓国の 3 大国際標準化機構における宣言標準特許のランキングが急上昇した理由として、サムスン電子が 2020 年、「ISO/IEC JTC1」に標準特許を集中宣言したためであると前回の報道資料 (5 月 10 日) ですでに明らかにしている。

また、標準化は技術リーダーシップと市場影響力などを保有している大企業が主導する分野であり、宣言標準特許が上位である他の国も、クアルコム (米国)、Huawei (中国)、ノキア (フィンランド) などの大企業が主導している。

したがって、韓国の大企業であるサムスン電子による標準特許の競争力も韓国の技術競争力にするのが妥当であり、韓国電子通信研究院 (ETRI) のような公共研究機関も優秀な標準特許の競争力を持っている。

さらに、特許庁は大企業だけでなく、中小・中堅企業なども標準特許の競争力を確保できるように 2010 年から「標準特許創出支援」事業を通じて産・学・研を対象に標準特許の競争力強化を支援している。

特許庁は今後も韓国標準特許の競争力を強化することができるように努力します。また、これに関する内容を報道する際、いつでも特許庁の立場についてお問い合わせくだされば、詳細にご案内します。

(注 1) ISO (International Organization for Standardization) : 国際標準化機構 (電気・電子、情報通信を除く全分野を担当)、IEC (International Electrotechnical Commission) : 国際電気標準会議 (電気・電子担当)、ITU (International Telecommunication Union) : 国際電気通信連合 (ITU-T が電気通信、ITU-R が電波通信を担当)

(注2) ISO/IEC JTC1 (ISO/IEC Joint Technical Committee) : ISO と IEC 間の情報技術の国際標準化作業を合同で遂行・管理するために設立

(注3) IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers) : 電気・情報工学分野の学術研究団体 (Wi-Fi、WiMAX、などのネットワークの標準化)

(注4) ETSI (European Telecommunications Standards Institute) : 欧州電気通信標準化機構 (4G、5G 移動通信などの欧州地域の電子通信の標準化)

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話 : +82-2-3210-0195/FAX : +82-2-739-4658、e-mail : kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム